

栃労発基 1122 第 1 号
令和元年 11 月 22 日

別記団体の長 殿

栃木労働局長

令和元年「年末年始無災害運動」の実施について（協力要請）

貴職におかれましては、日頃より、労働災害防止対策の推進に、特段の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記運動につきましては、年末年始の時期に多発傾向にある労働災害の防止を目的に、厚生労働省の後援のもと、中央労働災害防止協会の主唱により、令和元年 12 月 1 日から令和 2 年 1 月 15 日を実施期間として展開されます。

令和元年の栃木県内の労働災害は 10 月末現在、1430 人と昨年同時期よりも 35 人増加し、死亡災害による被災者数は現在までに、去年の発生件数と同数の 14 人にのぼっています。

特に、死亡災害にあっては、10 月中旬以降わずか 1 か月の間に 5 件の発生と急増中であり、由々しき事態となっています。また、去年は交通事故によるものが半数以上であった一方で、本年は、機械・装置等による挟まれ、巻き込まれ、フォークリフト等の運搬機械による横転下敷きや地盤の崩壊による転落、階段やトラックからの墜落、転落等の、いわゆる作業事故によるものが大半を占めています。

御承知のとおり、年末年始は慌ただしい時期であり、日常の生活リズムも変わりやすく、産業の現場においては、年末の大掃除や機械設備の保守点検・突発的な作業、年始の機械設備の始動・調整作業など非定常作業が多くなることから、各事業場や職場では、労働災害とりわけ死亡災害等の重篤な災害の未然防止に向けて、特別な配慮が必要となります。

これから年末年始を中心に労働災害の増加が懸念されることから、死亡災害はもちろんのこと、これ以上の死傷災害を発生させないとの強い決意のもと、下記の期間、死亡労働災害の撲滅等を重点とした「年末年始無災害運動実施要綱」（別添）に基づく本運動を実施することとしました。

つきましては、貴団体におかれましても、以上の趣旨について御理解を賜り、傘下会員事業場等に対して、実施要綱の記の 7 の「事業者の実施事項」を周知いただくとともに、労働災害防止のための積極的な取組を展開していただくべく、本職の緊急メッセージを添えてお願いする次第です。

なお、本要綱等については、当局ホームページにも掲載していることを申し添えます。

記

- 1 期間 令和元年 12 月 1 日から令和 2 年 1 月 31 日まで
- 2 事業場の実施事項 別紙のとおり。

別 添

【関係団体】

1 労働災害防止団体

- (1) 一般社団法人 栃木県労働基準協会連合会
- (2) 建設業労働災害防止協会 栃木県支部
- (3) 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 栃木県支部
- (4) 林業・木材製造業労働災害防止協会 栃木県支部

2 事業者団体

- (1) 一般社団法人 栃木県経営者協会
- (2) 一般社団法人 栃木県商工会議所連合会
- (3) 栃木県商工会連合会
- (4) 栃木県中小企業団体中央会
- (5) 栃木県社会福祉法人経営者協議会

3 安全衛生団体等

- (1) 公益社団法人 日本作業環境測定協会 北関東支部
- (2) 一般社団法人 日本ボイラ協会 栃木県支部
- (3) 公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会 栃木事務所
- (4) 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会 栃木県支部
- (5) 独立行政法人 労働者健康安全機構 栃木産業保健総合支援センター

4 労働組合

日本労働組合総連合会 栃木県連合会

5 社会保険労務士会

栃木県社会保険労務士会